

# 令和3年5月10日 5月臨時会

## 条例の制定と一部改正

### ●予防接種健康被害調査委員会条例の制定

新型コロナウイルス感染症を受け、健康被害が出た場合、その接種が原因であるかどうかの調査を実施するための委員会を設置するもの。

働省が認定した場合、町が救済給付をすることとなる。

### ●町長等の給料の特例に関する条例の制定

職員の飲酒運転による自損事故、教育委員会の会計年度任用職員が酒気帯び運転の道路交通法違反で取り調べを受けたこと等から、管理監督責任

者の処分をするもの。  
町長並びに教育長が給料月額1000分の10、副町長が給料月額100分の5に相当する額を減額。  
期間は、令和3年6月1日から1カ月間。

### ●国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少が見込まれる場合等の減免対象期間を令和3年度末まで1年間延長するもの。

### ●介護保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少が見込まれる場合等において、令和3年度に納付予定の介護保険料を減免対象とするもの。

全議案 可決(全員)



昨年10月のTシャツアート展

## 固定資産評価委員会の委員の選任

令和3年5月15日をもって任期満了となる野並誠路氏を再度選任するもの。

令和3年5月15日をもって、森博秀氏が任期満了となるため新たに千谷和人氏を選任するもの。

令和3年5月15日をもって矢野巧委員が任期満了となるため、新たに前田唯義氏を選任するもの。

野並 誠路  
昭和30年生まれ

千谷 和人  
昭和34年生まれ

共に任期は、  
令和3年5月16日  
令和6年5月15日

賛成(全員)



佐賀の鹿島